

## 鳥取県認定グリーン商品表示要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県グリーン商品認定要綱(以下「認定要綱」という。)第10条の規定により、鳥取県認定グリーン商品(以下「認定商品」という。)であることの表示(以下「認定表示」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

### (表示)

第2条 認定表示は、認定商品又は認定商品に係る容器、包装、説明書、広告等の消費者が識別しやすい場所に、次の文字又はマークを記載することにより行うものとする。

- (1) 「鳥取県認定グリーン商品」の文字
  - (2) 別記の規格によるマーク(以下「認定マーク」という。)
- 2 何人も認定商品以外の商品に、認定商品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

### (認定マークの使用方法)

第3条 認定マークを使用する場合は、これを変形(縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。)し、他の図形を同時に使用し、又は色合いを変更(白黒で使用する場合を除く。)してはならない。ただし、やむを得ない事情があると鳥取県生活環境部長が認める場合は、この限りでない。

### (苦情処理責任者)

第4条 認定表示をした者は、当該認定商品に関して消費者から苦情があった場合に適切な対応をするため、その責任者を設置しなければならない。

### (報告)

第5条 知事は、認定表示した者に対して、必要に応じその作成及び使用状況等について報告を求めることができる。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、認定表示に関して必要な事項は、鳥取県生活環境部長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成15年3月24日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年7月23日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月14日から施行する。

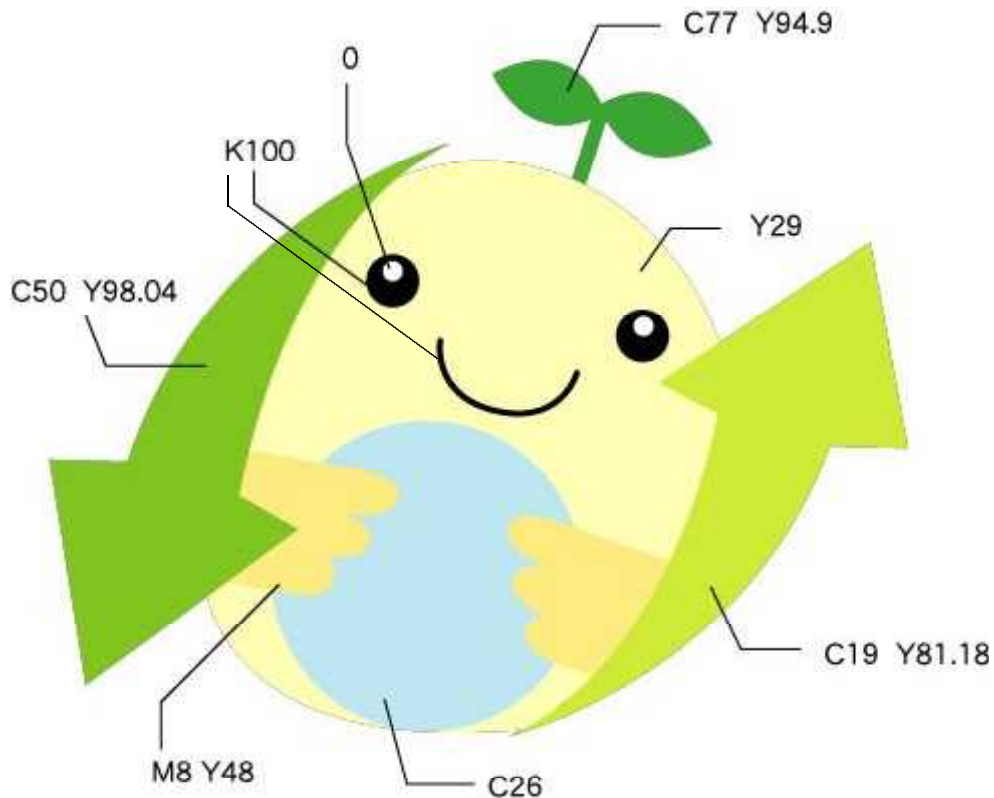
#### 附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 鳥取県認定グリーン商品認定マークの使用に関する要領(平成16年3月29日鳥取県生活環境部長決裁)は、廃止する。

## 別 記

### 1 形状等

- (1) 形状は次のとおりとし、下部に「鳥取県認定グリーン商品 認定マーク」と表記すること。
- (2) 色については、それぞれ引き出し線によるCMYKカラーモデルのとおりとすること。ただし、各インクメーカーによってはこの混合割合と全く同じ色を持ち合わせていない場合は、可能な限り近似色とすること。



## 鳥取県認定グリーン商品 認定マーク

### 2 意味

- (1) 矢印は、廃棄物や間伐材が循環している事を表現しています。
- (2) 手に持っている丸は、循環資源と地球の両方を表しています。
- (3) 親しみのある笑顔で「循環資源を利用した環境にやさしい商品」であることをアピールし、見た方に身近に感じてもらえるよう心がけました。
- (4) 資源を循環しながら、明るい未来へと上昇している様子を表しています。